ニ　当該診療所において、又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ホ　当該診療所又は当該連携体制を構成する他の保険医療機関において、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。ただし、当該診療所及び当該連携体制を構成する他の保険医療機関のいずれも病床を有しない場合には、別の保険医療機関との連携により、必要な緊急時の病床の確保及び地方厚生局長等への届出を行っていること。

ヘ　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

ト　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

リ　定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヌ　緊急の往診及び在宅における看取り等について、当該連携体制を構成する他の保険医療機関と合わせて、相当の実績を有していること。

ル　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

②　看取り等について、十分な実績を有していること。

③　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

(3)　次のいずれにも該当するものであること。

イ　保険医療機関である診療所であること。

ロ　当該診療所において、二十四時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、その連絡先を文書で患家に提供していること。

ハ　当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、二十四時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ニ　当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、二十四時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。

ホ　当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

ヘ　連携する保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、その療養等に必要な情報を文書で当該保険医療機関又は訪問看護ステーションに提供できる体制をとっていること。

ト　患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

チ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。

リ　定期的に、在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告していること。

ヌ　主として往診又は訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　他の保険医療機関から文書による紹介を受けた患者の訪問診療について、相当の実績を有していること。

②　看取り等について、十分な実績を有していること。

③　施設入居者等以外の患者の診療及び重症の患者の診療について、相当の実績を有していること。

六の二　退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者

別表第三の一の二に掲げる患者

六の二の二　退院時共同指導料1の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六の二の三　かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準

(1)　保険医療機関である歯科診療所であること。

(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。

(3)　歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。

(4)　歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2との連携の実績があること。

(5)　歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

(6)　緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(7)　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。

(8)　医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。

六の二の四　歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。

(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。

(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。

(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。）にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。

六の三　在宅療養支援歯科診療所の施設基準

(1)　在宅療養支援歯科診療所1の施設基準

イ　保険医療機関である歯科診療所であって、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2を算定していること。

ロ　高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

ハ　歯科衛生士が一名以上配置されていること。